

被保険者 各位

## 令和7年度 健康保険 被扶養者 資格確認 実施要綱について

### 1,目的

健康保険組合では、保険給付適正の観点から法律（健康保険法施行規則第50条など）や通知（厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029004号など）に基づき、被扶養者検認を定期的に実施しなければなりません。

### 2,「1次審査」について

本年度10～11月、健康保険組合にて、マイナンバーを活用した情報照会より、全被扶養者が扶養認定基準を満たしているかをあらかじめ確認します。

これを「1次審査」とします。調査票の配布や証明書類の回収はいたしません。

### 3,「2次審査」について

1次審査の結果、次の①②③④に該当した方には、必要証明書類の提出を求める通知を個別に送付します。これを「2次審査」とします。

- ① 年収が扶養認定基準を満たしていなかった。
- ② 収入情報の照会ができず収入の確認ができなかった。
- ③ 一時的な収入があった。（長期譲渡所得など）
- ④ その他（生計維持関係を確認する必要があると判断された）

2次審査の対象の方は、調査票及び証明書類を期限内に提出されない場合、資格審査ができないため被扶養者資格が無効となります。（健康保険法施行規則第50条）

2次審査に該当しなかった方は審査完了となり、個別に通知はいたしません。

証明書類の提出も不要です。

### 4,個人情報の事業所との共同利用

2次審査で提出いただいた個人情報は事業所と共同して利用することがあります。

- (1) 共同利用する個人情報項目：被扶養者に関する情報（調査票・証明書など）
- (2) 共同利用の範囲：被保険者が所属する事業所
- (3) 共同利用の利用目的：家族手当の支給条件に必要な範囲
- (4) 共同利用する個人情報の管理責任者：石塚硝子健康保険組合

以上